

# 登米市国土強靱化地域計画

宮城県登米市



# 目次

## 第1 基本的な考え方

- 1. 策定の趣旨 . . . . . P 1
- 2. 計画の位置付け . . . . . P 1
- 3. 計画期間の設定 . . . . . P 3
- 4. 本計画の対象想定災害 . . . . . P 3

## 第2 脆弱性評価

- 1. 脆弱性評価の考え方 . . . . . P 4
- 2. 想定するリスクの設定 . . . . . P 4
- 3. 基本目標 . . . . . P 4
- 4. 事前に備えるべき目標の設定 . . . . . P 4
- 5. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 . . . . . P 5
- 6. 施策分野の設定 . . . . . P 6

## 第3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果

- 1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性の評価結果 . . . . . P 8

## 第4 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針

- 1. 個別施策分野 . . . . . P19
- 2. 横断的施策分野 . . . . . P27

## 第5 計画の推進

- 1. 市民・企業との協働 . . . . . P28
- 2. 関係機関との連携
- 3. P D C A サイクルの確立
- 4. 施策分野別指標（K P I）

## 《資料編》

- 1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針 . . . . . P30
- 2. 施策分野別の主な指標 . . . . . P42
- 3. 国土強靱化計画に関連する市計画等一覧表 . . . . . P44
- 4. 登米市における過去の災害 . . . . . P45

- （別冊）登米市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業 . . . . . P53

# 第1 基本的な考え方

## 1. 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を記録した巨大地震が津波を引き起こし、本市においても人的被害や住家等に甚大な被害をもたらした。

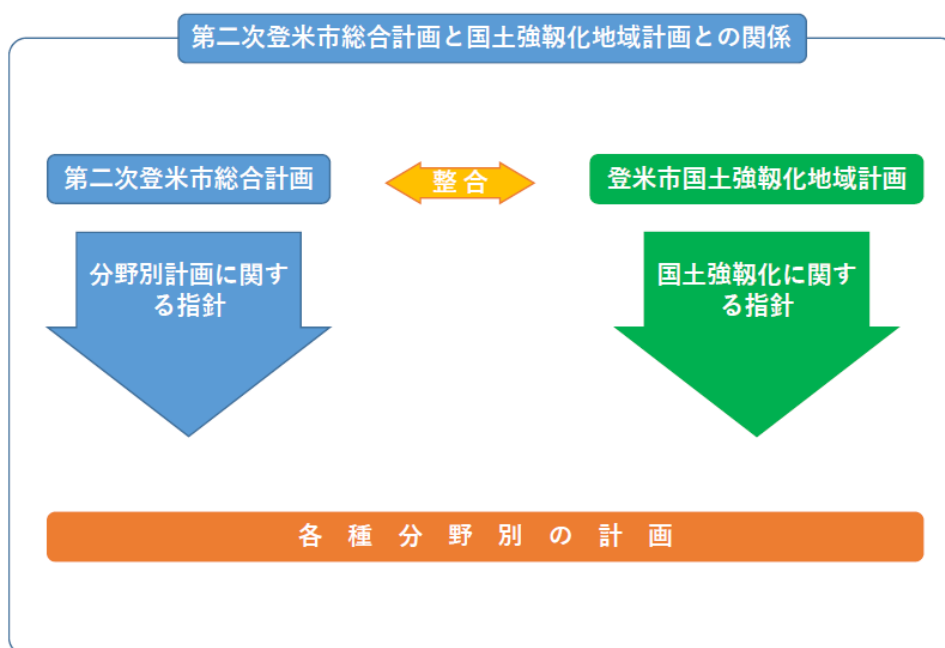
国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。また、基本法においては「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

本市においても東日本大震災の経験、令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、「強くしなやかな地域づくり」に向けた取組を持続的に展開するため、宮城県国土強靱化地域計画と調和を図りながら登米市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定するものである。

## 2. 計画の位置付け

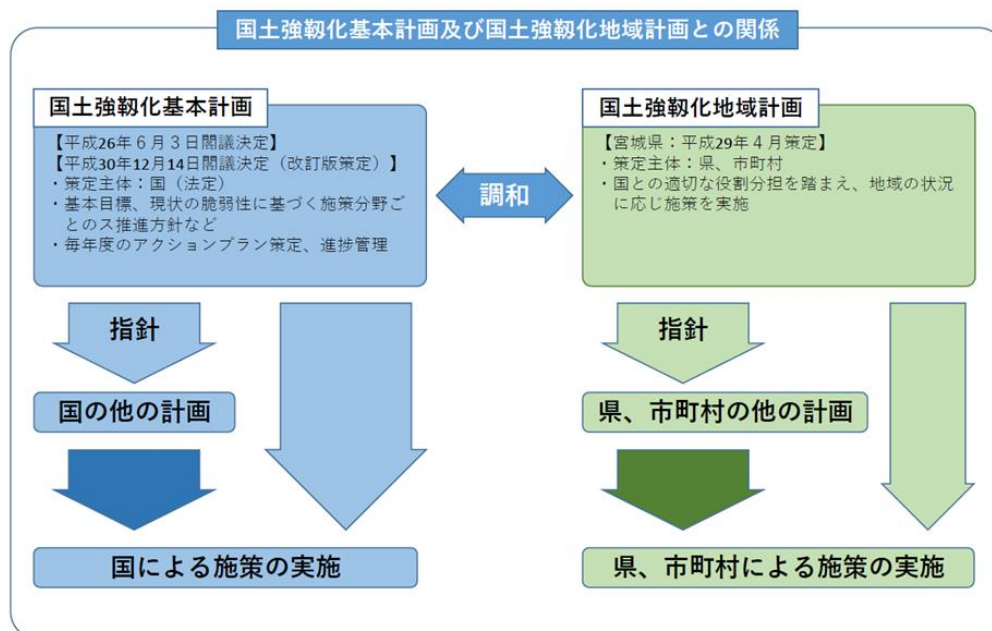
### (1) 第二次登米市総合計画及び国土強靱化地域計画との関係

市地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市のまちづくりの指針である第二次登米市総合計画と調和、整合を図りながら、本市における国土強靱化に関して、各種分野計画等の指針となるものである。



## (2) 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画との関係

市地域計画は、国が策定する国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）及び県が策定する国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）と調和を図った計画策定が求められていることから、この点を踏まえ計画策定を行うものである。

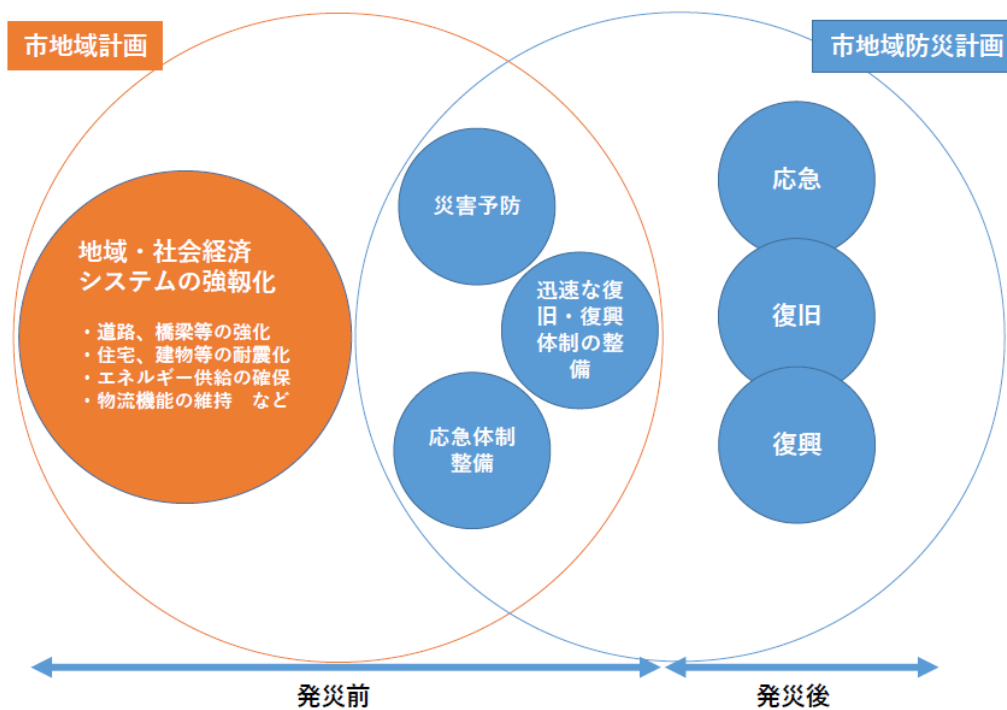


## (3) 登米市地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を防ぐことが目的である。そのため、想定する自然災害等の発生前を対象としている。

一方、登米市地域防災計画は（以下「市地域防災計画」という。）は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する点もある計画であるが、市地域計画は、市地域防災計画の国土強靱化に関する箇所の施策の指針となるものである。

	市地域計画	市地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定した地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・災害発生時・災害発生後
施策の設定方法	人命保護や被害の最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的施策
施策の重点化・指標	あり	なし



(注) 市地域計画と市地域防災計画の重複する項目のうち、県地域計画に記載のある事項については、県計画と調和を図り、本計画に記載する。

### 3. 計画期間の設定

本計画の対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

### 4. 本計画の対象想定災害

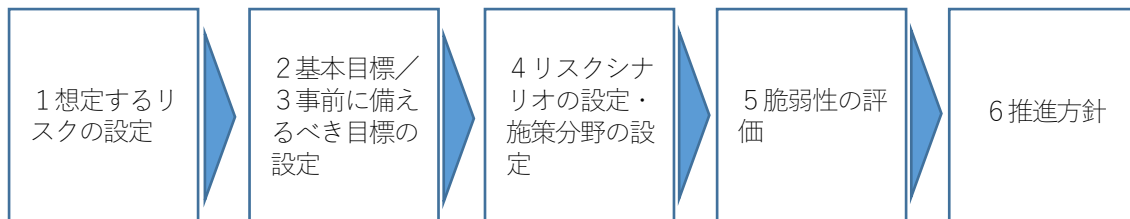
本計画の対象は、過去に市内で発生した大規模自然災害の発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

## 第2 脆弱性評価

### 1. 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を避けるために、想定する大規模自然災害に対する脆弱さを把握、分析し、より効果的な施策を展開していく上で必要なプロセスであり、国基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。

市地域計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性の評価を行い、強靱化のための推進方針を策定する。



### 2. 想定するリスクの設定

市地域計画で想定するリスクは、この計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般とする。

### 3. 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4項目を「基本目標」とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- (4) 迅速な復旧復興が図られる

### 4. 事前に備えるべき目標の設定

基本目標を達成するため、次の8項目を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 5. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国基本計画」と調和をもって計画策定された、「県地域計画」における29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本としながら、本市における過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

設定したリスクシナリオは、次のとおりである。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	
		1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生	
1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態			
2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止等による供給不足	
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される		3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 情報伝達の麻痺や機能停止等による被害の拡大
4 迅速な復旧復興が図られる	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下	
		5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止	
		5-4 食料等の安定供給の停滞	
	6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	



	復旧を図る	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない		7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2 有害物質の大規模拡散・流出
		7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

## 6. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、県地域計画における施策分野を参考に、市の実情を踏まえ、**8つの個別施策分野と1つの横断的施策分野**を設定した。

### 【個別施策分野】

- (1) 行政機能・防災体制
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 農林
- (6) 産業構造
- (7) 交通・物流
- (8) 市土保全・土地利用

### 【横断的施策分野】

- (9) リスクコミュニケーション・地域づくり

【参考】 リスクシナリオと施策分野の対応一覧

登米市国土強靱化地域計画 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	行政機能・防災体制	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林	産業構造	交通・物流	市土保全・土地利用	リスクコミュニティづくり
1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○	○							○
1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生	○						○	○	○
1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態					○			○	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○		○				○		○
2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○								○
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○		○				○		
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				○					
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○							
4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大	○								
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下						○			
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○					○			
5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止							○		
5-4 食料等の安定供給の停滞	○				○	○	○		
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	○			○					
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	○	○							
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態							○		
7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○				○			○	
7-2 有害物質等の大規模拡散・流出	○			○		○			
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				○	○	○		○	
7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響	○								
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○					
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○							○
8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○								○
8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる状態		○	○					○	

### 第3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果

第2の5において設定した24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性の評価結果は、次のとおりである。

#### 1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性の評価結果

##### 目標1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市、リスクコミュニケーション・地域づくり】

##### 住宅・建築物の耐震化等

- ① 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進し、耐震化率の向上を図る必要がある。  
また、今後も活用することとしている市営住宅については、老朽化しており、効率的に改修する必要がある。

##### 災害に備えた市街地構造

- ② 耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、災害に強い市街地構造の形成に努める必要がある。
- ③ 老朽化した建物や狭隘道路が多い市街地では、地震発生時の建物倒壊や火災の延焼等、被害の拡大が予測されることから、安全で円滑に避難できる避難路や避難場所の確保を図る必要がある。

##### 老朽危険空き家等対策

- ④ 管理不十分な一般の空き家等については、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理の促進を図る必要がある。
- ⑤ 空き家等の中には、利活用の相談先等がわからないなど、管理不全の空き家等が増加する傾向にあることから、利活用を促進する必要がある。
- ⑥ 老朽化した市営住宅については、火災や倒壊等による危害を防ぐ必要がある。

##### 防災意識、防災教育等

- ⑦ 防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要がある。
- ⑧ 保育所、幼稚園、学校等で行う避難所訓練等の機会を通じて、地域との連携や災害時の行動等、実践的な知識の習得を図る必要がある。
- ⑨ 防災意識の高揚を図るため、出前講座等の中で地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等防災知識の普及啓発を進める必要がある。

##### 消防・救急体制

- ⑩ 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実を図る必要がある。
- ⑪ 消防団員の減少により地域社会の防災体制の維持継続が困難となるため、消防団員の確保や消防団活動の効率性に取組む必要がある。
- ⑫ 大規模災害時の救命率を高めるため、市民に対し開催している救命講習について、受講者数を増やしていく必要がある。

## 地域避難所の耐震化

- ⑬ 集会所等の地域における避難所については、耐震診断及び適切な耐震補強・改修整備を行う必要がある。

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生

【施策分野：行政機能・防災体制、交通・物流、市土保全・土地利用、リスクコミュニケーション・地域づくり】

### 総合的な治水対策

- ① 国、県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化・運用等を定めるとともに、総合的な洪水対策を推進して行く必要がある。特に、土地利用の変化について土地の造成等により、過去に整備された堤防等の機能に大幅な変更が必要な場合には、優先的に取組を行う必要がある。
- ② 北上川、迫川、夏川をはじめ本市は多くの河川が流れており、長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、流下阻害となる堆積土砂や支障木、それらによる陸地化や樹林化を抑制するための適切な河川管理による適正な河道断面を確保する必要がある。
- ③ 都市化が進むことにより雨水が一気に水路や河川に流れ込み、流下能力を超える状況も懸念されていることから、河川の下流域への負担軽減のため、開発行為の際の調整池整備を適切に促進していく必要がある。
- ④ 市管理の河川や水路、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能を維持する必要がある。
- ⑤ 洪水等の発災前及び発災後の状況に合わせた適切な対応をするため、地域自治組織に対する情報提供方法の浸透を図るとともに、地域自治組織からの情報に基づく国及び県等へ排水ポンプ車の派遣などの各種支援要請の実施方法及び基準の明確化を図る必要がある。特に、頻繁に被害が発生する地区については、避難訓練等の地区行事の機会を活用し、緊急時も慌てずに実施できる体制の構築に努める必要がある。

### 冠水対策

- ⑥ 豪雨等による既存道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠や排水施設の計画的な整備を推進するとともに、排水ポンプの増強、非常電源設備等の整備を図るなど、雨水排水能力の向上を図る必要がある。特に、浸水被害が度々発生している地区については優先的に取組を行う必要がある。
- ⑦ 河川の越水・破堤による浸水被害だけでなく、内水による浸水被害についても想定することで、適正な土地利用の規制誘導を推進するなど、被害を最小限に留めるための適切な対策を計画的に講じていく必要がある。

### 水害警戒避難体制

- ⑧ 早めの避難情報を発令する体制等への見直しを行うことと併せて、防災情報をもとに、住民自身が的確な判断を行い避難できるようにする必要がある。
- ⑨ 洪水等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要がある。

### 水防災拠点機能の確保

- ⑩ 大規模災害発生時の2次避難先として河川管理者と連携した水防災拠点の運用体制の確立を図る必要がある。

### 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【施策分野：農林、市土保全・土地利用】

#### 山地防災対策

- ① 林地の崩壊等、山地災害の被害を抑える必要がある。

#### 土砂災害等の対策

- ② 大雨による斜面崩落が度々発生していることから、土砂災害危険箇所での定期的な維持管理や治山施設等を整備する必要がある。

### 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

#### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止等による供給不足

【施策分野：行政機能・防災体制、保健医療福祉、交通・物流、リスクコミュニケーション・地域づくり】

#### 物資等の確保

- ① 災害時の食料・飲料水・医薬品・乳幼児用ミルク等の備蓄について、市・県・民間事業者が連携し計画的に進めるとともに、市民は、非常時に持ち出しができる最低限の食料、生活用品について備蓄を促進する必要がある。
- ② 備蓄の内容については、多様なニーズに合わせ、アレルギー対応食料等の新たな備蓄品目の導入について検討する必要がある。

#### 供給手段の確保

- ③ 被災した道路を迅速に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材が確保できるよう、市内事業者の協力体制の構築及び維持確保を進めるとともに、市外からの適切な受援体制の構築を図る必要がある。
- ④ 大規模自然災害により電力の供給遮断等が発生した場合、市内・近隣市のガソリンスタンドからの燃料等の供給確保の体制を充実強化する必要がある。
- ⑤ 他自治体との連携を平常時から密にし、災害発生時に相互に支援を行える体制を構築する必要がある。
- ⑥ 県が整備している物資等の確保及び供給体制と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の供給を受ける体制を構築する必要がある。

#### 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【施策分野：行政機能・防災体制、リスクコミュニケーション・地域づくり】

#### 相互応援体制

- ① 大規模災害時には、人的・物的制約等により、本市のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合が想定されることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するため、被災していない地域の機関等の適切な協力を得る体制を整備する必要がある。

#### 消防広域応援体制

- ② 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものにする必要がある。



### 防災関係機関等からの受援体制

- ③ 防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援体制の構築や関係機関との実践的訓練を継続して実施する必要がある。
- ④ 市域を担任地域とする自衛隊の指定部隊と日頃からの情報交換や合同で訓練等を実施するなど、災害派遣部隊との連絡及び受入態勢を整備する必要がある。

### 消防・救急体制

- ⑤ 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備等、消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。
- ⑥ 大規模災害時の救命率を高めるだけでなく、発災時において適切な防災活動が地域で行えるよう、住民に対する救命講習等の受講者数を増やしていく必要がある。

## 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【施策分野：行政機能・防災体制、保健医療福祉、交通・物流】

### 医療関係団体との連携

- ① 災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を平時から構築することが必要である。
- ② 災害時の医療救護活動を迅速にするため、医療関係団体等と連携し、救護体制を整える必要がある。
- ③ 傷病者の受け入れができない状況により、他の医療機関への搬送が必要となる場合における、各医療機関及び消防本部との連絡体制をあらかじめ確保する必要がある。
- ④ 災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のための体制を構築する必要がある。

### 道路の防災・減災対策

- ⑤ 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう復旧体制の強化を図る必要がある。
- ⑥ 災害時の交通機能を早期に確保するため、道路管理者間の連携強化、相互支援体制の確認、維持管理体制の情報共有等について、引き続き相互に連携を図る必要がある。

### 業務継続体制

- ⑦ 被災により稼働可能な医療施設及び従事可能な医療関係者、ライフライン等、資源に制約がある状況下において災害対応を継続的に実施できる体制を構築する必要がある。
- ⑧ 災害時に電力供給遮断した場合でも、医療体制を維持するため非常用発電機の整備や燃料の備蓄を行う必要がある。
- ⑨ 災害対応マニュアルや業務継続計画（BCP）については、その都度、更新を行い、院内において共有し、緊急時の対応がとれるよう訓練などを通じ、その実効性を高める必要がある。

### 市民等の自主的救護体制

- ⑩ 救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により医療活動が困難となることが予想されるため、市民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを周知徹底し、自主的救護体制を整備する必要がある。

### 感染症等予防対策

- ① 被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが平常時よりも高くなる。
- ② 台風や長期間の降雨により、家屋等の浸水被害を受けると雑菌等が繁殖しやすい環境となり、また、被災地において、し尿や生活ごみ等の収集の遅れによる衛生環境の悪化に伴い、感染症がまん延する事態となるおそれがある。
- ③ 避難所の生活環境確保のため、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を整備する必要がある。
- ④ 避難所においては生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが平常時より高くなる。

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市】

#### 職員に対する防災教育

- ① 職員が、災害時において適切な判断力や災害対応力のもと、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、職員の研修を行い、意識改善を図る必要がある。

#### 防災拠点機能の確保

- ② 防災拠点となる公共施設は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性の確保をはじめ、災害時も利用可能な情報通信設備の整備、備蓄倉庫の設置等、施設整備だけでなく、関係機関との連携による運用も含めた体制を強化する必要がある。
- ③ 本庁舎及び総合支所は、市及び各地域における災害対応の拠点を担うことから、機能維持及び設備面での充実を図る必要がある。
- ④ 大規模自然災害発生時の避難所での生活が困難な要配慮者の避難先の施設として、民間の社会福祉施設を使用する協定締結の充実や既存施設の活用を検討する必要がある。

#### 業務継続体制

- ⑤ 大規模災害が発生した場合を想定し、早期の業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめた業務継続計画（BCP）の策定や防災訓練等との連携・協調による訓練の実施を検討する必要がある。

#### 相互応援体制

- ⑥ 自然災害等による大規模災害の発生時においては、国及び県の関係機関、県外自治体、災害支援協定企業・団体からの応援を適時的確に受ける体制を平常時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備する必要がある。

#### 電源の確保

- ⑦ 本庁舎及び総合支所は、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の計画的な整備を促進するとともに、常時使用可能な状態を維持する必要がある。

## 目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

### 4-1 情報伝達の麻痺や機能停止等による被害の拡大

【施策分野：行政機能・防災体制】

#### 情報の収集、伝達体制

- ① 災害情報を迅速かつ的確に把握するため、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できる体制を、継続的に維持する必要がある。
- ② 屋外拡声子局、緊急告知ラジオ、緊急速報メールや防災メール、宮城県総合防災システム、市ホームページ等を活用した防災行政情報の発信について、速やかに危険区域を絞り込み、住民及び観光客へ迅速かつ的確な避難情報等を複層的に伝達する体制を整備する必要がある。

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

【施策分野：産業構造】

#### 事業者における事業継続計画（BCP）

- ① 災害等において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力等の体制を整える必要がある。
- ② 事業継続計画（BCP）が実効性を持って運用されるように、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、関係機関との連携による支援体制を強化する必要がある。

#### 中小企業などの経営基盤

- ③ 災害等による損害を受けた事業者に対し、運営資金等を融資する等、経営基盤を強化するための対策を国、県、金融機関及び商工団体と連携しながら効果的に行う必要がある。

### 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【施策分野：行政機能・防災体制、産業構造】

#### エネルギー関係施設等の安全対策等

- ① エネルギー関係施設等（ガソリンスタンド、発電施設等）においては、災害発生時における破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故が懸念される。

#### エネルギー関係施設等の災害に備えた消防力

- ② エネルギー関係施設等で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、防災体制の強化を図る必要がある。

### 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

【施策分野：交通・物流】

#### 道路の防災・減災対策

- ① 災害における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する必要がある。



- ② 災害時の交通機能早期確保のため、国及び県の道路管理者間の連携強化、相互支援、維持管理等について、平常時から引き続き相互の連携体制を強化していく必要がある。
- ③ 災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする体制を構築する必要がある。

#### 立木の倒木等への対応

- ④ 立木の倒木により交通が遮断されるおそれがあることから、道路、農林道、鉄路等への倒木による影響が大きい木々の特定及び伐採等の措置を図る必要がある。

### 5-4 食料等の安定供給の停滞

【施策分野：行政機能・防災体制、農林、産業構造、交通・物流】

#### 備蓄物資の供給体制等

- ① 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適切かつ迅速な物資の確保を行う必要がある。

#### 緊急物資の輸送体制

- ② 大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うための協力体制を構築する必要がある。

#### 農業に係る生産基盤等の災害対応力

- ③ 大規模自然災害等が発生した場合、農業被害を最小限に抑えるため、農業用水利施設（揚排水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しなど、管理体制の充実・強化を促進する必要がある。

## 目標6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

【施策分野：行政機能・防災体制、環境】

#### 電力供給遮断時の電力確保

- ① 電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として避難住民等の受入れを行う施設において、必要不可欠な電力を確保する必要がある。

#### 燃料等の供給体制

- ② 災害支援に関する協定を締結している関係団体と連携を図り、災害発生後の支援体制を充実・強化するとともに、燃料等のエネルギーを安定的に確保する必要がある。

#### 地域エネルギーの活用

- ③ 地域に存在する森林資源等の活用可能なエネルギーについて、補完的なエネルギー源として利活用できる体制を構築する必要がある。

### 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市】

#### 水道施設の耐震化

- ① 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

## 応急給水に係る体制

- ② 断水時における応急給水活動に必要な体制を確保する必要がある。

## 水道供給体制

- ③ 給水機能が停止した際の緊急的措置として給水車による給水があるが、上下水道部に配備している台数で対応できない広域的な断水状態を想定し、平常時から他自治体及び他団体との連携体制を強化していく必要がある。

## 下水道施設等の長寿命化等

- ④ 下水道施設の被災に備え、老朽化対策を勧め長寿命化を図るなど、施設の健全性を維持する必要がある。
- ⑤ 下水道施設や農業集落排水処理施設は、長期間の停電が発生した場合に施設機能の維持が困難であることから、非常時に対応できるよう設備や燃料備蓄等、緊急時の体制の整備を進める必要がある。

## 上下水道施設等の浸水対策

- ⑥ 上下水道施設等は、浸水被害を受けることにより長期間機能停止とならないよう、施設の浸水対策を図る必要がある。

## 迅速な復旧体制

- ⑦ 被災した上下水道施設等を迅速に復旧させるために必要な市内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資機材の確保が必要である。

## 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

【施策分野：交通・物流】

### 生活道の整備

- ① 災害発生時に避難経路や主要幹線の迂回路として活用できる生活道を把握し、必要な整備・改良を進める等、平常時から機能の維持を図る必要がある。
- ② 大規模自然災害発生時において、幹線道路が被災し通行ができなくなっても、避難経路や物資輸送路、主要幹線の迂回路として活用できる道路を迅速な啓開活動により確保する必要がある。

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【施策分野：行政機能・防災体制、農林、市土保全・土地利用】

#### 農業用ため池等の機能維持対策等

- ① 地震や豪雨による農業用ため池等の損壊被害を防止するため、適正な維持管理が行われる体制の構築を図る必要がある。

#### ダム管理者との連携

- ② 本市を流れる迫川の上流には、県が管理するダムが整備されており、台風等により長時間の降雨による緊急放流が想定されることから、管理者と情報共有を図る体制の構築が必要である。

## ハザードマップを活用した訓練

- ③ 浸水想定ハザードマップや、ため池ハザードマップを活用した避難行動の訓練や危険個所の確認など、地域内での自主防災訓練等を行う必要がある。

## 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

【施策分野：行政機能・防災体制、環境、産業構造】

### アスベスト等の飛散防止

- ① 災害により倒壊した建物を解体する際、吹付けアスベスト等の使用が確認された建物について、除去等の対策が必要となる。

### 有害物質等の流出防止

- ② 大規模自然災害時においては破損、火災等により有害物質や危険物の流出や爆発等の事態の発生が想定される。  
危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがあるため、対策を講じる必要がある。
- ③ 油漏れや有害物質の流失の事故が発生し、河川へ流出した場合や浸水区域に流出した場合は、大規模な拡散となることから、早期対策が必要であり、緊急連絡体制の整備による速やかな情報収集と復旧体制を構築する必要がある。

### 放射性物質の拡散

- ④ 自然災害が起因する2次被害として、放射性物質が放出、拡散される可能性があることから避難行動計画等の実効性向上を図る必要がある。

## 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【施策分野：環境、農林、産業構造、市土保全・土地利用】

### 農地による二次被害の防止

- ① 農地等の荒廃が進むと、農地の持つ洪水調節機能が低下することから、対策を講じる必要がある。

### 山地による二次被害の防止

- ② 適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林、長年に渡って適切な管理がなされていない人工林等は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある。

## 7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響

【施策分野：行政機能・防災体制】

### 各種情報の的確な発信

- ① 災害発生時に、市外に向け、本市の正確な情報について、多くの方に伝える必要がある。  
また、関係機関と連携し、風評被害等の防止対策について検討する必要がある。

## 目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野：環境】

#### 災害廃棄物対策指針に基づく処理

- ① 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平常時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制を構築する必要がある。

#### ストックヤードの確保

- ② 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、迅速な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを事前に確保する必要がある。

#### 災害廃棄物処理等に係る協力体制

- ③ 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

### 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市、リスクコミュニケーション・地域づくり】

#### 復旧・復興を行うための体制整備

- ① 被災地の復旧・復興のためには、土木・建築技術者や建設業者、団体との協力が必要であり、平常時の協力体制が必要である。
- ② 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備を行う必要がある。
- ③ 道路啓開を迅速に行うため、関係団体との災害時の協力に関する協定を締結するとともに、資材置き場の整備や調達先の確保等を平常時から確認しておく必要がある。
- ④ 上下水道施設の復旧を迅速に行うため、上下水道事業に関する専門的知識や経験を有する人材を継続的に確保する必要がある。

#### 文化財の保護

- ⑤ 市内に現存する文化財を災害から守るため、専門家の支援を受けながら防災対策を講じ、平常時からの防災対策をはじめ、災害発生時から災害後まで、文化財を守る適切な取組が行える体制を構築する必要がある。

#### 災害ボランティア活動の環境整備

- ⑥ 災害ボランティアは、被災地の復旧・復興への大きな力となることから、社会福祉協議会及びボランティア関係団体との連携・協力体制を整備し、災害ボランティア活動を円滑に行える取組が必要となる。



### 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野：行政機能・防災体制、リスクコミュニケーション・地域づくり】

#### コミュニティ活動

- ① 地域防災力の柱として、市民が中心となった自主防災組織の育成等を推進しているが、少子高齢化に伴い地域活動の担い手不足の解消が必要となる。
- ② 公助だけに頼らない自助と共助を地域において実践するために、地域全体での地域活動への参加や実践できる取組が必要となる。
- ③ 地域防災力の強化に直接的にプラスとなる消防団員の加入促進や宮城県防災指導員の育成を図ることで、地域における防災のリーダー的人材等を増やす取組が必要となる。
- ④ 地域防災力を維持するために、保育所、幼稚園、学校等で行う避難訓練や地域と連携した防災訓練の実施、防災関係機関による研修や講話の実施等、平常時から地域防災力の向上に努める必要がある。

#### 外国人居住者への情報発信

- ⑤ 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供等、どこに行けば情報を得られるのか、体制整備の構築が必要である。

### 8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

【施策分野：住宅・都市、保健福祉医療、市土保全・土地利用】

#### 被災地及び避難所の福祉支援

- ① 大規模自然災害に起因する避難所の開設が長期間に渡る場合、自主運営組織の結成や衛生面での取組の徹底、避難所環境の改善を開設期間の見通しに基づき実施する必要がある。
- ② 高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難であり支援が必要な方に対し、福祉避難所としての協定を締結している福祉施設等と連携し、受け入れ体制の整備を行う必要がある。
- ③ 被災者のこころのケア等について、市と県が連携しながら、計画的に実施できる体制を構築する必要がある。
- ④ 被災者が必要とする支援を把握し、的確な支援につなげる必要がある。

#### 住宅再建への支援

- ⑤ 被災した住宅の復旧・修繕は、多額の費用がかかることから、国及び県の支援策を活用しながら、被災者の自立再建を後押しする施策を展開する必要がある。
- ⑥ 応急仮設プレハブ住宅、借上型の応急仮設住宅については、国・県との連携を図りながら供与を行い、併せて市営住宅の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の被災者に対する住宅関連の支援策について、制度適用と同時に被災者に対して情報提供できる体制を構築する必要がある。

## 第4 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針

第3の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性の評価結果を踏まえ、本市における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針は、次のとおりである。

なお、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は、資料編「1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針」のとおりである。

### 1. 個別施策分野

#### (1)行政機能・防災体制

##### 業務継続性の確保

- 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制の充実強化に努める。
- 登米市民病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。
- 傷病者の受け入れができず他の医療機関への搬送が必要となる場合は、消防職員を医療機関に配置し、携帯無線機により通信を確保するなど、災害時に備えてあらかじめ各医療機関及び消防本部の連絡体制の確保に努める。
- 新規採用職員研修や各種講習の受講を通じ、防災・減災に関する知識や技術を習得する機会を維持するとともに、定期的な訓練の実施により職員の資質向上に努める。
- 市内の道の駅は、市と災害時における応援協力に関する協定を締結していることから、今後、地域の中核的な防災拠点としての連携強化に努める。
- 公共施設については、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況を把握し、適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、避難所としての必要な機能についても維持、確保に努める。
- 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に配置するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、策定後も定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続の実効性を高めることにより、業務継続性の確保を図る。
- 上下水道施設の復旧を迅速に行うため、上下水道事業に関する専門的知識や経験を有する人材を継続的に確保するとともに、計画的な育成支援を図る。

##### 体制整備

- 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実を図る。  
なお、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制を整備する。
- 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援の相互協力を図る体制構築に努める。
- 災害情報の受信・収集及び道路利用者や市民への情報提供、負傷者や避難者の安全な受入れ、救援・救助及び災害応急活動を担う防災関係機関の集結場として活用できる防災拠点施設を確保する。  
また、市内の道の駅は、市と災害時における応援協力に関する協定を締結していることから、今後、地域の中核的な防災拠点としての連携強化に努める。

- 県、市町村及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画の具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。  
また、近隣市町や広域市町村間、県外市町村間の連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努める。
- 自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。
- 地元建設業者等と災害時応急対策の協力に関する協定締結に基づき道路啓開や応急復旧等の体制強化に努めるとともに、平時から実施可能な工事内容、技術者の有無等の情報共有と連携強化を図る。
- 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備に努める。
- 高齢者や障がい者等、福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため、福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図る。
- 大規模災害時は、職員のみでの対応は困難であることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割の分担について十分な調整に努める。  
また、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣など様々な救援・救護部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に努める。  
更に、風水害及び津波等の大規模自然災害や原子力災害等、大規模災害が他の自治体で発生した際に、本市へ他の自治体から避難者の受入れを要請された場合に備え、必要な体制整備に努める。
- 本庁舎及び総合支所は、停電時の被害拡大を防ぐため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の計画的な整備促進を図る。
- 住民への災害情報提供にあたり、市と自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図り、災害発生時に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信手順等についてシミュレーション等の訓練を定期的に行う。
- 災害対応については被害状況の把握・判明に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努める。  
また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う体制整備に努める。
- 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築する。
- 緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の道の駅等も含めた緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。
- 電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として使用する施設における必要不可欠な電力の確保のため、非常用発電機の配備、太陽光発電設備の設置、適正な維持管理に努める。
- 関係企業・団体等と燃料の供給に係る災害時応援協定を充実し、災害発生後の支援体制を強化するとともに、支援体制の継続的な維持を図る。
- 災害等の非常時に給水拠点を早期に運用できるよう、災害訓練及び給水拠点訓練を今後も継続して行い、職員、災害協定締結団体、包括業務委託者等と連携し、緊急時にも即応できる体制の構築を図り、応急給水の体制強化に努める。

- 日本水道協会宮城県支部内において、災害時相互応援計画を策定、また、日本水道協会東北地方支部内において、災害時相互応援に関する協定を締結しており、今後も広域的な連携体制の強化に努める。  
また、大規模な災害が発生した際、他自治体等からの応急給水活動や応急復旧活動に円滑に対応できるよう応援受入マニュアルを整備する。
- 被災時に迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成するとともに、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源の配備や燃料の備蓄等に取り組むなど、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を講じる。
- 上下水道施設などの浸水対策として、想定される浸水の高さに対応した施設設備・改修を行うとともに施設の水密化等に取り組む。
- これまで構築してきた体制に加え、近隣自治体との相互の災害時対応について、連携体制の強化に努める。  
また、被災時における施設管理者や市内事業者との連携強化を図る。復旧に必要な資機材については、資機材に係るメーカー等と災害時応援協定を行い、迅速に確保できるように努める。
- 防災訓練等を通じて、不断の見直しを行い、避難計画等の実効性向上を図る。
- 災害発生時、市外への迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、風評被害防止対策について、関係機関と連携体制の構築に努める。
- 建設事業者の技術向上と育成を目指し、県及び団体が実施する各種研修の情報提供に努める。
- 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の構築に努める。
- 災害時応急対策の協力に関する協定を締結している地元建設業者等との連携により、道路啓開や応急復旧等の実施体制の強化に努める。

## 地域防災力の向上

- 消防団員の入団促進を図るとともに、消防活動・水防活動の訓練について充実を図る。
- 大規模災害時においては、警察・消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じ、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織等による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。
- 自主防災組織や自衛消防組織等の地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練を実施する。
- 消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や演習・訓練の実施に努める。  
また、消防団協力事業所表示制度の周知を通じて、事業所の理解と協力を得る等により、新たな消防団員の確保や若手消防団員の確保に努める。
- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めることや、近隣の自主防災組織との連絡体制の構築等、大規模自然災害対策の強化に努める。  
また、施設の老朽化に対しては、計画的な改修等の促進を図る。
- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備に



努める。

- 災害時における市民の対応力が発揮されるためには、自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成、それを活用した訓練、防災教育等の充実を図る。
- 市内事業所等と連携して消防団員の加入促進を図りながら、地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめとする団体の活動を支援し、リーダーとなる人材育成に努める。
- 災害時における共助が発揮されるためには、日常からの住民同士の交流が重要であることから、様々な機会を通じた交流機会の創出に努める。

## (2)住宅・都市

### 建築物の耐震化・長寿命化等

- 耐震診断、耐震改修の必要性について、パンフレットの配布、広報紙やラジオなどにより普及啓発を行うとともに、木造住宅耐震診断と耐震改修工事の助成事業を実施することで、耐震化率の向上に努める。  
また、市営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。  
更に、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業、地域優良賃貸住宅整備事業、街なみ環境整備事業等を推進する。
- 耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い市街地構造の形成を推進する。
- 重要な生活道路等について、幅員狭隘区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性の確保に努める。  
また、幅員4m未満の道路に面して建築等を行う場合、建築物の不燃化を進めるとともに、拡幅協議や後退整備を実施することにより、災害に強いまちづくりを推進する。
- 災害時の倒壊等被害防止のため、第2次登米市空き家等対策計画に基づき、市内の老朽危険空き家等の所有者等に対する特別措置法及び条例に基づく助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切な実施に努める。
- 空き家等を放置することなく、利活用を促進するため、空き家改修事業等により支援に努める。
- 老朽化した市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に集約や解体等を行うなど、公営住宅等整備事業等を推進する。
- 公共施設及び集会所等については、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況を把握し、適正な修繕、改修を行い、避難所として機能の維持を図る。
- 文化財防火デーの消防訓練等を通して文化財の防災意識の高揚に努め、日頃から文化財の所有者や関係機関等との連絡を密に行い、災害発生時には所有者や関係機関等と連携して文化財を守る適切な取組を行える体制の構築を図る。

### ライフラインの耐震化、長寿命化等

- 災害に強い水道を構築し、安定した水道水を供給するため、水道施設や基幹管路等の主要水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に水供給を特に必要とする基幹病院や応急給水拠点等の重要給水施設に配水する管路の耐震化を計画的に推進する。
- 下水処理施設や管路施設の老朽化に対応するため、登米市公共下水道ストックマネジメ

ント計画や機能強化事業計画に基づき、効率的な長寿命化対策を進め、施設を健全な状況に保つように努める。

### 被災者の住宅対策等

- 被災者が早期に再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する制度内容や情報及び、各支援制度との関連性を職員間で共有し、関係課と連携を図り、支援情報が必要な市民への情報提供を様々な手段で周知できるように努める。

## (3)保健医療福祉

### 医療提供体制の整備

- 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制の充実強化に努める。(再掲：P19 業務継続性の確保 1項目)
- 登米市民病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。(再掲：P19 業務継続性の確保 2項目)
- 災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制と情報共有方法についてのルールを構築する。
- 登米市民病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を努める。
- 登米市民病院において、災害時に必要とされる医療従事者を確保するため、県内の各機関と連携強化に努める。  
また、災害による負傷者への速やかな救護及び治療で必要となる医療機器や医薬品等の早期確保に努め、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び関係機関との連携体制の強化を図る。
- 消防機関の効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化に努めるとともに、県とドクターヘリの連携を図る。
- 傷病者の受け入れができず他の医療機関への搬送が必要となる場合は、消防職員を医療機関に配置し、携帯無線機により通信を確保するなど、災害時に備えてあらかじめ各医療機関及び消防本部の連絡体制の確保に努める。(再掲：P19 業務継続性の確保 3項目)
- 災害拠点病院である登米市民病院において、災害備品等の整備、各種資機材の備蓄を推進するとともに、液体酸素など、備蓄困難な医療用医薬品・資機材等の供給体制の構築に努める。

### 保健福祉対策

- 避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護等の環境整備を推進する。  
また、市と県が連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制の構築に努める。
- 高齢者や障がい者等、福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため、福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図る。
- 被災者が必要としている支援を的確かつ迅速に提供するため避難所管理、安否確認、罹災管理等が総合的に行える被災者支援のシステム構築に努める。

## (4)環境

### 自然環境

- 導入施設の管理者、森林組合等を基本とした木質バイオマス発電（森林資源）の導入支

援について、支援体制の構築に努める。

- 災害によりに倒壊した建物を解体する際は、関係法令に基づき吹付けアスベスト等の使用の有無を確認するよう指導するとともに、使用されている可能性のある建物の把握に努める。併せて、建物所有者等に対して注意喚起に努める。
- 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図る。
- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備に努める。

## 衛生環境

- 被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが平常時よりも高くなるため感染症対策を講じる。
- 台風や長時間の豪雨により、家屋等が浸水被害を受けると細菌が繁殖しやすい環境となり、また、被災地において、し尿や生活ごみ等の収集の遅れによる衛生環境の悪化に伴い、感染症がまん延する事態となるおそれがあるため、衛生環境を悪化させないよう対策を講じる。
- 避難先の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備えに努める。
- 避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生抑止・拡大防止に配慮した避難所運営及び、その運営を行うための資機材の整備に努める。
- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため平常時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた国の災害廃棄物対策指針に基づき策定した市災害時廃棄物処理計画により、処理の実効性向上に向けた体制整備を図る。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物発生に対応するため、確保済みの災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードに加えて、新たなストックヤードについても確保に努める。
- 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等について、災害時応援協定を締結している関係機関と協力し、体制の実効性向上に努める。

## (5) 農 林

### 農林業生産基盤の保全等

- 災害発生後の円滑な復旧作業に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備等及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理に努める。
- 農業用ため池等については、大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、必要に応じた対策に努める。  
また、地域における継続した維持管理が行われるよう、利用者との管理体制の構築を図る。
- 農地の多面的機能が最大限発揮できるよう、地域の共同活動を支援するなど、農地の適正管理を推進する。

## 森林整備等

- 林地の崩壊等、山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。
- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備に努める。

## (6)産業構造

### 市内企業のBCP策定の促進

- 災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、業務継続計画（BCP）の策定を促し、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努める。
- 小規模事業者支援法に基づき、事業継続力強化支援計画について市内商工団体と共同で策定することを検討するとともに、各事業者に対して企業BCP（事業継続計画）の策定支援を推進する。

### 産業施設の防災対策

- 被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体を連携して、融資や補助金等に係る相談、申請支援等に努める。
- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めることや、近隣の自主防災組織との連絡体制の構築等、大規模自然災害対策の強化に努める。  
また、施設の老朽化に対しては、計画的な改修等の促進を図る。
- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備に努める。
- 危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害をおよぼすおそれがあるため、関係機関に対し自主保安体制の充実・強化の促進を図る。
- 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図る。
- 災害発生後の円滑な復旧作業に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備等及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理に努める。  
**(再掲：P24(5) 農林 農林業生産基盤の保全等 1項目)**
- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備に努める。**(再掲：P25(5) 農林 森林整備等 2項目)**

## (7)交通・物流

### 交通基盤の維持等

- 排水不良箇所を把握し、市道の排水施設の改修整備に努めるほか、県が管理する河川の改修整備等について要望・協議の継続に努める。
- 重要な生活道路等について、幅員狭隘区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性の向上に努める。
- 主要な路線である国県道及び地域における主要な生活道等について、長期間にわたる通



行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良の要望を継続する。

- 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備に努める。
- 道路施設等の定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき、適時、適切な修繕または更新により、長寿命化に努める。
- 倒木による道路及び鉄路の不通対策として、路線付近における立木の適正管理に努める。
- 大規模自然災害発生時において、幹線道路が損壊し通行不能となっても、避難経路や物資輸送路等、主要幹線の迂回路として活用できるよう道路の啓開活動や応急復旧など迅速に対応できる体制の確立に努める。

### 災害時の物流対策

- 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築する。
- 緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の道の駅等も含めた緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

## (8)市土保全・土地利用

### 治山・河川管理

- 国及び県の管理河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等、適切な河川の維持管理について連携に努める。
- 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、雨水・排水ポンプ場等の排水能力の増強に努める。
- 市管理の河川や水路、調整池等、浸水被害を防ぐため、適切な維持管理に努める。
- ダム管理者と降雨量の予測に基づく早期の情報共有を図る体制を構築するとともに、下流河川の支障木や堆積土砂の撤去等、河川管理者と連携した体制の整備に努める。
- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備に努める。（再掲：P25(5) 農林 森林整備等 2項目）

### 防災まちづくりへの対応

- 自主防災組織の活動体制強化を推進するとともに、災害発生を想定した市と自主防災組織との連絡体制の確立を図る。  
また、ハザードマップを活用し、避難場所、位置、水深、ルート等を住民にわかりやすく伝え、住民との連携による防災行動計画（マイタイムライン）の策定、住民自身による的確な判断による避難行動を促進する。
- 国や県の更新作業等と併せて、洪水ハザードマップを適宜更新し、市民が居住地等の災害リスクを把握できるよう周知、啓発に努める。
- 土砂災害に対応するため、定期的な維持管理や治山施設等の整備について、国及び県との連携強化に努める。

## 2. 横断的施策分野

### (9) リスクコミュニケーション・地域づくり

#### 防災教育等

- 災害時における市民の対応力を向上させるため、自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成・訓練・防災教育等の充実を図る。
- 防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人一人の防災意識の高揚、また、定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練を実施する。
- 婦人防火クラブの活動支援を通じて、家庭・地域での火災予防知識の習得や防火意識の高揚を図る。
- 小中学校に配置されている防災主任が地域の特性や学校の実情に応じた防災教育ができるよう、質的向上と人材育成のための効果的な研修の機会の確保に努める。
- 児童生徒の防災意識の定着を図るため、「みやぎ防災教育副読本」を活用し、計画的・継続的に防災教育を推進する。また、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上に資する研修の充実を努める。
- ハザードマップ等を活用して想定される課題を把握し、平時から教職員と地域住民、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、防災担当部局等の連携体制の構築と、児童生徒の自助力を高める避難訓練等の防災教育を推進する。

#### 自助・共助の取組の推進

- 早めの避難情報を発令する体制等の整備と併せて、防災情報をもとに、住民自身による的確な判断で避難できる訓練を実施する。
- 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐための情報について、洪水・土砂災害ハザードマップ等の情報入手方法等、コミュニティエフエムによる緊急放送や、市ホームページ等による周知を図る。
- 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定に基づき、協定連携先と連絡方法、物資の輸送方法等について十分な調整に努めるとともに、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 大規模災害時においては、警察・消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じ、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会を実施し、自主防災組織等による救急活動等の体制強化に努める。
- 防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人一人の防災意識の高揚に努める。
- 外国人を多く就業させている事業所等に対し防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備に努める。
- 災害発生時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び関係機関等と連携しながら、環境整備に努める。

## 第5 計画の推進

### 1 市民・企業との協働

本市が国・県等と連携して行う公助だけでは、災害発生時の様々なニーズに的確に対応することはできないため、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互い自発的に連携し、お互いを守る「共助」を中心とした地域防災力の強化を図る取組を推進するとともに、地域防災力の強化に向けて市民・自主防災組織・事業所等が、災害発生時の必要な時に必要な助け合いができる体制の構築を図るため、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制の強化を図るものとする。

### 2 関係機関との連携

市地域計画における取組は、まちづくり、教育、福祉、防災、情報等が様々に関連する計画であることから、計画の推進に当たっては、各部・各総合支所等との密接な連携を図るだけでなく、国、県等の関係する機関との連携について平常時から関係性の構築を図っていくものとする。

### 3 P D C Aサイクルの確立

市地域計画に基づく施策・事業を計画的かつ効率的に推進するため、P D C Aサイクルを通じた検証・改善を継続的に行う。

また、今後の社会経済情勢等の変化や、災害による新たな課題・取組等が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

### 4 施策分野別指標（K P I）

市地域計画は第二次登米市総合計画と整合・調和を図り策定し、各分野別計画に対して、地域計画と総合計画を並列の上位計画とし、地域計画を国土強靱化に関する指針、総合計画を分野別計画の指針と位置付け、施策分野別の進捗管理や指標（K P I）を同時に管理することにより効率的・効果的に行うものとする。

なお、施策分野別の主な指標は、資料編「2. 施策分野別の主な指標」のとおりである。

## 《資料編》



## 1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針

※ 下記の各推進方針の項目と丸数字は、P8の「第3起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価」の評価項目と丸数字に対応するものです。

### 目標1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市、リスクコミュニケーション・地域づくり】

##### 住宅・建築物の耐震化等

- ① 耐震診断、耐震改修の必要性について、パンフレットの配布、広報紙やラジオなどにより普及啓発を行うとともに、木造住宅耐震診断と耐震改修工事の助成事業を実施することで、耐震化率の向上に努める。  
また、市営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。  
更に、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業、地域優良賃貸住宅整備事業、街なみ環境整備事業等を推進する。

##### 災害に備えた市街地構造の形成

- ② 耐震、耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から、避難路となる道路等の災害に備えた都市基盤の整備・改善を行うことで、災害に対する安全性の強化とともに、災害に強い市街地構造の形成を推進する。
- ③ 重要な生活道路等について、幅員狭隘区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性の確保に努める。  
また、幅員4m未満の道路に面して建築等を行う場合、建築物の不燃化を進めるとともに、拡幅協議や後退整備を実施することにより、災害に強いまちづくりを推進する。

##### 老朽危険空き家等対策

- ④ 災害時の倒壊等被害防止のため、第2次登米市空き家等対策計画に基づき、市内の老朽危険空き家等の所有者等に対する特別措置法及び条例に基づく助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切な実施に努める。
- ⑤ 空き家等を放置することなく、利活用を促進するため、空き家改修事業等により支援に努める。
- ⑥ 老朽化した市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に集約や解体等を行うなど、公営住宅等整備事業等を推進する。

##### 防災意識の高揚、防災教育の実施

- ⑦ 災害時における市民の対応力を向上させるため、自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成・訓練・防災教育等の充実を図る。
- ⑧ 防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人一人の防災意識の高揚、また、定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練を実施する。
- ⑨ 婦人防火クラブの活動支援を通じて、家庭・地域での火災予防知識の習得や防火意識の高揚を図る。

##### 消防・救急体制の強化

- ⑩ 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）の規定に基づき、消火栓、防火水槽等

の消防水利の整備充実を図る。

なお、消防力強化の基盤となる消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、川や池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、震災時における消防活動体制を整備する。

- ⑪ 消防団員の入団促進を図るとともに、消防活動・水防活動の訓練について充実を図る。
- ⑫ 大規模災害時においては、警察・消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じ、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織等による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。

### 地域避難所の耐震化

- ⑬ 公共施設及び集会所等については、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況を把握し、適正な修繕、改修を行い、避難所として機能の維持を図る。

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生

【施策分野：行政機能・防災体制、交通・物流、市土保全・土地利用、リスクコミュニケーション・地域づくり】

### 総合的な治水対策

- ①② 国及び県の管理河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等、適切な河川の維持管理について連携に努める。
- ③⑥⑦ 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、雨水・排水ポンプ場等の排水能力の増強に努める。
- ④ 市管理の河川や水路、調整池等、浸水被害を防ぐため、適切な維持管理に努める。
- ⑤ 自主防災組織の活動体制強化を推進するとともに、災害発生を想定した市と自主防災組織との連絡体制の確立を図る。  
また、ハザードマップを活用し、避難場所、位置、水深、ルート等を住民にわかりやすく伝え、住民との連携による防災行動計画（マイタイムライン）の策定、住民自身による的確な判断による避難行動を促進する。

### 冠水対策

- ⑥ 排水不良個所を把握し、市道の排水施設の改修整備に努めるほか、県が管理する河川の改修整備等について要望・協議の継続に努める。
- ⑦ 国や県の更新作業等と併せて、洪水ハザードマップを適宜更新し、市民が居住地等の災害リスクを把握できるよう周知、啓発に努める。

### 水害警戒避難体制の整備

- ⑧ 早めの避難情報を発令する体制等の整備と併せて、防災情報をもとに、住民自身による的確な判断で避難できる訓練を実施する。
- ⑨ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐための情報について、洪水・土砂災害ハザードマップ等の情報入手方法等、コミュニティエフエムによる緊急放送や、市ホームページ等による周知を図る。

### 水防災拠点機能の確保

- ⑩ 災害情報の受信・収集及び道路利用者や市民への情報提供、負傷者や避難者の安全な受

入れ、救援・救助及び災害応急活動を担う防災関係機関の集結場として活用できる防災拠点施設を確保する。

また、市内の道の駅は、市と災害時における応援協力に関する協定を締結していることから、今後も地域の中核的な防災拠点として連携強化に努める。

### 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【施策分野：農林、市土保全・土地利用】

#### 山地防災対策

- ① 林地の崩壊等、山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。

#### 土砂災害等の対策の推進

- ② 土砂災害に対応するため、定期的な維持管理や治山施設等の整備について、国及び県との連携強化に努める。

## 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止等による供給不足

【施策分野：行政機能・防災体制、保健医療福祉、交通・物流、リスクコミュニケーション・地域づくり】

#### 物資等の確保

- ① 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定に基づき、協定連携先と連絡方法、物資の輸送方法等について十分な調整に努めるとともに、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- ② 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築する。

#### 供給手段の確保

- ③ 重要な生活道路等について、幅員狭隘区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性の向上に努める。
- ④ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制の充実強化に努める。
- ⑤ 県、市町村及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画の具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。  
また、近隣市町や広域市町村間、県外市町村間の連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努める。
- ⑥ 緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の道の駅等も含めた緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

## 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【施策分野：行政機能・防災体制、リスクコミュニケーション・地域づくり】

### 相互応援体制の整備

- ① 県、市町村及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画の具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。  
また、近隣市町や広域市町村間、県外市町村間の連携を強化し、災害時の適切な相互協力を努める。

### 消防広域応援体制の整備

- ② 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援の相互協力を図る体制構築に努める。

### 防災関係機関等からの受援体制の整備

- ③ 自主防災組織や自衛消防組織等の地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練を実施する。
- ④ 自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。

### 消防・救急体制の強化

- ⑤ 消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や演習・訓練の実施に努める。  
また、消防団協力事業所表示制度の周知を通じて、事業所の理解と協力を得る等により、新たな消防団員の確保や若手消防団員の確保に努める。
- ⑥ 大規模災害時には、警察・消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じ、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会を実施し、自主防災組織等による救急活動等の体制強化に努める。

## 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【施策分野：行政機能・防災体制、保健医療福祉、交通・物流】

### 医療関係団体との連携強化

- ① 災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制と情報共有方法についてのルールを構築する。
- ② 登米市民病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を努める。
- ③ 傷病者の受け入れができず他の医療機関への搬送が必要となる場合は、消防職員を医療機関に配置し、携帯無線機により通信を確保するなど、災害時に備えてあらかじめ各医療機関及び消防本部の連絡体制の確保に努める。
- ④-1 登米市民病院において、災害時に必要とされる医療従事者を確保するため、県内の各機関と連携強化に努める。  
また、災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携体制の強化を図る。
- ④-2 消防機関の効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化に努めるとともに、県とドクターヘリの連携を進める。



## 道路の防災・減災対策

- ⑤ 地元建設業者等と災害時応急対策の協力に関する協定締結に基づき道路啓開や応急復旧等の体制強化に努めるとともに、平時から実施可能な工事内容、技術者の有無等の情報共有と連携強化を図る。
- ⑥ 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備に努める。

## 業務継続体制の整備

- ⑦ 登米市民病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。
- ⑧ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機と燃料の備蓄を行う体制の充実強化に努める。
- ⑨ 災害拠点病院である登米市民病院において、災害備品等の整備、各種資機材の備蓄を推進するとともに、液体酸素など、備蓄困難な医療用医薬品・資機材等の供給体制の構築に努める。

## 市民等の自主的救護体制の整備

- ⑩ 大規模災害時においては、警察・消防等の被災や土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じ、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織等による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。

## 2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【施策分野：環境】

### 感染症等予防対策

- ① 被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが平常時よりも高くなるため感染症対策を講じる。
- ② 台風や長時間の豪雨により、家屋等が浸水被害を受けると細菌が繁殖しやすい環境となり、また、被災地において、し尿や生活ごみ等の収集の遅れによる衛生環境の悪化に伴い、感染症がまん延する事態となるおそれがあるため、衛生環境を悪化させないよう対策を講じる。
- ③ 避難先の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備えに努める。
- ④ 避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生抑止・拡大防止に配慮した避難所運営及び、その運営を行うための資機材の整備に努める。

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市】

#### 職員に対する防災教育

- ① 新規採用職員研修や各種講習の受講を通じ、防災・減災に関する知識や技術を習得する機会を維持するとともに、定期的な訓練の実施により職員の資質向上に努める。

## 防災拠点機能の確保

- ② 市内の道の駅は、市と災害時における応援協力に関する協定を締結していることから、今後、地域の中核的な防災拠点としての連携強化に努める。
- ③ 公共施設については、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況を把握し、適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、避難所としての必要な機能についても維持、確保に努める。
- ④ 高齢者や障がい者等、福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため、福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図る。

## 業務継続体制の整備

- ⑤ 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に配置するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、策定後も定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続の実効性を高めることにより、業務継続性の確保を図る。

## 相互応援体制の整備

- ⑥ 大規模災害時は、職員のみでの対応は困難であることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割の分担について十分な調整に努める。  
また、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣など様々な救援・救護部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に努める。  
更に、風水害及び津波等の大規模自然災害や原子力災害等、大規模災害が他の自治体で発生した際に、本市へ他の自治体から避難者の受入れを要請された場合に備え、必要な体制整備に努める。

## 電源の確保

- ⑦ 本庁舎及び総合支所は、停電時の被害拡大を防ぐため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の計画的な整備促進を図る。

## 目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

### 4-1 情報伝達の麻痺や機能停止等による被害の拡大

【施策分野：行政機能・防災体制】

#### 情報の収集、伝達体制の確保

- ① 住民への災害情報提供にあたり、市と自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図り、災害発生時に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信手順等についてシミュレーション等の訓練を定期的に行う。
- ② 災害対応については被害状況の把握・判明に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備の拡充に努める。  
また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う体制整備に努める。

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

【施策分野：産業構造】

#### 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進

- ① 災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、業務継続計画（BCP）の策定を促し、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努める。
- ② 小規模事業者支援法に基づき、事業継続力強化支援計画について市内商工団体と共同で策定することを検討するとともに、各事業者に対して企業BCP（事業継続計画）の策定支援を推進する。

#### 中小企業などの経営基盤の強化

- ③ 被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体と連携して、融資や補助金等に係る相談、申請支援等に努める。

### 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【施策分野：行政機能・防災体制、産業構造】

#### エネルギー関係施設等の安全対策等の強化

- ① 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めることや、近隣の自主防災組織との連絡体制の構築等、大規模自然災害対策の強化に努める。  
また、施設の老朽化に対しては、計画的な改修等の促進を図る。

#### エネルギー関係施設等の災害に備えた消防力の強化

- ② 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備に努める。

### 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

【施策分野：交通・物流】

#### 道路の防災・減災対策

- ① 主要な路線である国県道及び地域における主要な生活道等について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良の要望を継続する。
- ② 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の整備に努める。
- ③ 道路施設等の定期的な点検を行い、長寿命化計画に基づき、適時、適切な修繕または更新により、長寿命化に努める。

#### 立木の倒木等への対応

- ④ 倒木による道路及び鉄路の不通対策として、路線付近における立木の適正管理に努める。

### 5-4 食料等の安定供給の停滞

【施策分野：行政機能・防災体制、農林、産業構造、交通・物流】

#### 備蓄物資の供給体制等の強化

- ① 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うた

め、関係機関との連携や調整を計画的に進める体制を構築する。

### 緊急物資の輸送体制の構築

- ② 緊急時の食料、飲料水、生活物資等の確保を円滑に行うため、市内の道の駅等も含めた緊急物資の集積拠点の確保を進めるとともに、平時から集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

### 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- ③ 災害発生後の円滑な復旧作業に資するため、老朽化した農業用水利施設の整備等及び防災対策を進め、地域ぐるみの共同活動による農地・農業用水利施設の保全管理に努める。

**目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

**6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止**

【施策分野：行政機能・防災体制、環境】

#### 電力供給遮断時の電力確保

- ① 電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として使用する施設における必要不可欠な電力の確保のため、非常用発電機の配備、太陽光発電設備の設置、適正な維持管理に努める。

#### 燃料等の供給体制の構築

- ② 関係企業・団体等と燃料の供給に係る災害時応援協定を充実し、災害発生後の支援体制を強化するとともに、支援体制の継続的な維持を図る。

#### 地域エネルギーの活用

- ③ 導入施設の管理者、森林組合等を基本とした木質バイオマス発電（森林資源）の導入支援について、支援体制の構築に努める。

**6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止**

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市】

#### 水道施設の耐震化

- ① 災害に強い水道を構築し、安定した水道水を供給するため、水道施設や基幹管路等の主要水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に水供給を特に必要とする基幹病院や応急給水拠点等の重要給水施設に配水する管路の耐震化を計画的に推進する。

#### 応急給水に係る体制強化

- ② 災害等の非常時に給水拠点を早期に運用できるよう、災害訓練及び給水拠点訓練を今後も継続して行い、職員、災害協定締結団体、包括業務委託者等と連携し、緊急時にも即応できる体制の構築を図り、応急給水の体制強化に努める。

#### 水道供給体制の強化

- ③ 日本水道協会宮城県支部内において、災害時相互応援計画を策定、また、日本水道協会東北地方支部内において、災害時相互応援に関する協定を締結しており、今後も広域的な連携体制の強化に努める。

また、大規模な災害が発生した際、他自治体等からの応急給水活動や応急復旧活動に円滑に対応できるよう応援受入マニュアルを整備する。



### 下水道施設等の長寿命化等

- ④ 下水処理施設や管路施設の老朽化に対応するため、登米市公共下水道ストックマネジメント計画や機能強化事業計画に基づき、効率的な長寿命化対策を進め、施設を健全な状況に保つように努める。
- ⑤ 被災時に迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成するとともに、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源の配備や燃料の備蓄等に取り組むなど、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を講じる。

### 上下水道施設等の浸水対策

- ⑥ 上下水道施設などの浸水対策として、想定される浸水の高さに対応した施設設備・改修を行うとともに施設の水密化等に取り組む。

### 迅速な復旧体制の構築

- ⑦ これまで構築してきた体制に加え、近隣自治体との相互の災害時対応について、連携体制の強化に努める。  
また、被災時における施設管理業者や市内事業者との連携強化を図る。復旧に必要な資機材については、資機材に係るメーカー等と災害時応援協定を行い、迅速に確保できるように努める。

## 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

【施策分野：交通・物流】

### 生活道の整備

- ① 重要な生活道路等について、幅員狭隘区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性の向上に努める。
- ② 大規模自然災害発生時において、幹線道路が損壊し通行不能となっても、避難経路や物資輸送路等、主要幹線の迂回路として活用できるよう道路の啓開活動や応急復旧など迅速に対応できる体制の確立に努める。

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【施策分野：行政機能・防災体制、農林、市土保全・土地利用】

#### 農業用ため池等の機能維持対策等

- ① 農業用ため池等については、大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、必要に応じた対策に努める。  
また、地域における継続した維持管理が行われるよう、利用者との管理体制の構築を図る。

#### ダム管理者との連携

- ② ダム管理者と降雨量の予測に基づく早期の情報共有を図る体制を構築するとともに、下流河川の支障木や堆積土砂の撤去等、河川管理者と連携した体制の整備に努める。

## ハザードマップを活用した訓練

- ③ 災害時における市民の対応力が発揮されるためには、自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成、それを活用した訓練、防災教育等の充実を図る。

## 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

【施策分野：行政機能・防災体制、環境、産業構造】

### アスベスト等の飛散防止

- ① 災害により倒壊した建物を解体する際は、関係法令に基づき吹付けアスベスト等の使用の有無を確認するよう指導するとともに、使用されている可能性のある建物の把握に努める。併せて、建物所有者等に対して注意喚起に努める。

### 有害物質等の流出防止

- ② 危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害をおよぼすおそれがあるため、関係機関に対し自主保安体制の充実・強化の促進を図る。
- ③ 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国、県等と連携した体制の構築を図る。

### 放射性物質の拡散

- ④ 防災訓練等を通じて、不断の見直しを行い、避難計画等の実効性向上を図る。

## 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【施策分野：環境、農林、産業構造、市土保全・土地利用】

### 農地による二次被害の防止

- ① 農地の多面的機能が最大限発揮できるよう、地域の共同活動を支援するなど、農地の適正管理を推進する。

### 山地による二次被害の防止

- ② 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備に努める。

## 7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への甚大な影響

【施策分野：行政機能・防災体制】

### 各種情報の的確な発信

- ① 災害発生時、市外への迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、風評被害防止対策について、関係機関と連携体制の構築に努める。

## 目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野：環境】

#### 災害廃棄物対策指針に基づく処理

- ① 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため平常時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた国の災害廃棄物対策指針に基づき策定した市災害時廃棄物処理計画により、処理の実効性向上に向けた体制整備を図る。

### ストックヤードの確保

- ② 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物発生に対応するため、確保済みの災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードに加えて、新たなストックヤードについても確保に努める。

### 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性の向上

- ③ 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等について、災害時応援協定を締結している関係機関と協力し、体制の実効性向上に努める。

## 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野：行政機能・防災体制、住宅・都市、リスクコミュニケーション・地域づくり】

### 復旧・復興を行うための体制整備

- ① 建設事業者の技術向上と育成を目指し、県及び団体が実施する各種研修の情報提供に努める。
- ② 国、県、関係機関との連携及び地方公共団体間の相互支援体制の構築に努める。
- ③ 災害時応急対策の協力に関する協定を締結している地元建設業者等との連携により、道路啓開や応急復旧等の実施体制の強化に努める。
- ④ 上下水道施設の復旧を迅速に行うため、上下水道事業に関する専門的知識や経験を有する人材を継続的に確保するとともに、計画的な育成支援を図る。

### 文化財の保護

- ⑤ 文化財防火デーの消防訓練等を通して文化財の防災意識の高揚に努め、日頃から文化財の所有者や関係機関等との連絡を密に行い、災害発生時には所有者や関係機関等と連携して文化財を守る適切な取組を行える体制の構築を図る。

### 災害ボランティア活動の環境整備

- ⑥ 災害発生時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び関係機関等と連携しながら、環境整備に努める。

## 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策分野：行政機能・防災体制、リスクコミュニケーション・地域づくり】

### コミュニティ力強化の支援

- ① 防災訓練、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人一人の防災意識の高揚に努める。
- ② 災害時における市民の対応力が発揮されるためには、自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成、それを活用した訓練、防災教育等の充実を図る。
- ③ 市内事業所等と連携して消防団員の加入促進を図りながら、地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめとする団体の活動を支援し、リーダーとなる人材育成に努める。
- ④-1 災害時における共助が発揮されるためには、日常からの住民同士の交流が重要であることから、様々な機会を通じた交流機会の創出に努める。
- ④-2 小中学校に配置されている防災主任が地域の特性や学校の実情に応じた防災教育ができるよう、質的向上と人材育成のための効果的な研修の機会の確保に努める。

- ④-3 児童生徒の防災意識の定着を図るため、「みやぎ防災教育副読本」を活用し、計画的・継続的に防災教育を推進します。また、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上に資する研修の充実に努める。
- ④-4 ハザードマップ等を活用して想定される課題を把握し、平時から教職員と地域住民、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、防災担当部局等の連携体制の構築と、児童生徒の自助力を高める避難訓練等の防災教育を推進する。

#### 外国人居住者への情報発信

- ⑤ 外国人を多く就業させている事業所等に対し防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備に努める。

### 8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

【施策分野：住宅・都市、保健福祉医療、市土保全・土地利用】

#### 被災地及び避難所の福祉支援

- ①③ 避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護等の環境整備を推進する。  
また、市と県が連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制の構築に努める。
- ② 高齢者や障がい者等、福祉避難所への避難が必要な被災者を受け入れるため、福祉避難所とのスムーズな連携体制の構築を図る。
- ④ 被災者が必要としている支援を的確かつ迅速に提供するため避難所管理、安否確認、罹災管理等が総合的に行える被災者支援のシステム構築に努める。

#### 住宅再建への支援

- ⑤⑥ 被災者が早期に再建できるように被災者生活再建支援制度に関する制度内容や情報及び、各支援制度との関連性を職員間で共有し、関係課と連携を図り、支援情報が必要な市民への情報提供を様々な手段で周知するように努める。

## 2. 施策分野別の主な指標

施策分野	指 標	関連リスクシナリオ
行政機能・防災体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団協力事業所数（累計） 令和元年度 55 事業所 → 令和 7 年度 58 事業所</li> <li>○普通救命講習等受講者数（年間）3,500 人</li> <li>○ホームページによる情報提供件数（アクセス数） 令和元年度 412 万件 → 令和 7 年度 420 万件</li> <li>○メール配信サービスによる情報提供件数（登録者延べ人数） 令和元年度 10,819 件 → 令和 7 年度 30,000 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 - 1</li> <li>1 - 2</li> <li>2 - 2</li> <li>2 - 3</li> <li>4 - 1</li> <li>7 - 4</li> <li>8 - 3</li> </ul>
住宅・都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の耐震化率 令和 2 年度 65.1% → 令和 7 年度 95%以上</li> <li>○道路舗装率（幹線市道（幅員 4 m 以上）の総延長のうち舗装済指導の割合） 令和 2 年度 72.3% → 令和 7 年度 76.2%</li> <li>○公共下水道事業区域の整備 平成 28 年度 1,531.1 ha → 令和 7 年度 1,813.6 ha</li> <li>○農業集落排水事業区域の整備 平成 28 年度 5,896 戸 → 令和 7 年度 5,956 戸</li> <li>○合併処理浄化槽の設置 年間 125 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 - 1</li> <li>6 - 2</li> </ul>
保健福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとりぐらし老人等緊急通報システム利用者数 令和元年度 329 人 → 令和 5 年度 335 人</li> <li>○初期研修医の受入件数 令和元年度 0 人 → 令和 7 年度 6 人</li> <li>○救急受入（搬入）件数（3 病院計） 令和元年度 1,973 件 → 令和 7 年度 2,175 件</li> <li>○避難行動要支援者個別避難計画策定率 令和元年度 0% → 令和 7 年度 40%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 - 3</li> <li>8 - 4</li> </ul>
環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄処理件数 平成 26 年度 291 件 → 令和 7 年度 210 件</li> <li>○市民一人 1 日当たりのごみ排出量 平成 26 年度 812 kg/人/日 → 令和 7 年 650 kg/人/日</li> <li>○市民参加の新たな森林づくりの植樹面積 平成 26 年度 0.7 ha → 令和 7 年度 7 ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 - 3</li> <li>8 - 1</li> </ul>
農 林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄地解消面積（累計） 平成 27 年度を基準とし → 令和 7 年度 50 ha</li> <li>○多面的機能支払協定農用地面積 平成 26 年度 9,907 ha → 令和 7 年度 12,000 ha</li> <li>○森林組合作業員数（年間）50 人</li> <li>○林道橋定期点検 令和 2 年度 0 橋 → 令和 7 年度 14 橋</li> <li>○森林間伐面積 平成 26 年度 191 ha → 令和 7 年度 550 ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 - 3</li> <li>7 - 3</li> </ul>
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団協力事業所数（累計）（再掲） 令和元年度 55 事業所 → 令和 7 年度 58 事業所</li> <li>○事業者への火災予防査察・指導件数（年間）740 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 - 1</li> <li>5 - 2</li> </ul>



交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路修繕率（修繕計画路線のうち修繕実施済の割合 令和元年度 38.5% → 令和7年度 100.0%</li> <li>○橋梁修繕率（点検結果（判定Ⅲ）橋梁のうち修繕実施済の割合 令和元年度 6.4% → 令和7年度 100.0%</li> <li>○現道舗装延長 令和2年度 66.5km → 令和7年度 121.0km</li> </ul>	<p>5 - 3 6 - 3</p>
市土保全・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄地解消面積（累計）（再掲） 平成27年度を基準とし → 令和7年度 50 ha</li> <li>○多面的機能支払協定農用地面積（再掲） 平成26年度 9,907 ha → 令和7年度 12,000 ha</li> <li>○森林間伐面積（再掲） 平成26年度 191 ha → 令和7年度 550 ha</li> </ul>	<p>1 - 3 7 - 3</p>
リスクコミュニケーション・地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールガード登録者数 令和元年度 176人 → 令和7年度 200人</li> <li>○防災指導員配置率（累計） 令和2年度 83% → 令和7年度 100%</li> <li>○地域課題に対し、地域住民で取り組んでいると感じる市民の割合 令和元年度 42.9% → 令和7年度 60.0%</li> </ul>	<p>1 - 1 8 - 3</p>

### 3. 国土強靱化地域計画に関連する市計画等一覧表

番 号	計画等の名称
1	第二次登米市総合計画
2	登米市地域防災計画
3	登米市過疎地域持続発展計画
4	登米市消防計画
5	登米市公共施設等総合管理計画
6	第2次登米市空き家等対策計画
7	登米市災害時廃棄物処理計画
8	登米市新型インフルエンザ等対策行動計画
9	登米市元気とめ食育21計画（第4期）
10	登米市森林整備計画
11	登米市農業振興ビジョン
12	登米市商工観光振興計画
13	登米市耐震改修促進計画
14	登米市道路整備計画
15	登米市公営住宅等長寿命化計画
16	登米市橋梁長寿命化修繕計画
17	登米市舗装維持修繕計画
18	登米市住宅マスタープラン
19	登米市地域水道ビジョン
20	登米市下水道事業経営戦略
21	登米市病院事業中長期計画
22	登米市教育振興基本計画
23	登米市人材育成方針

#### 4. 登米市における過去の災害（資料：登米市地域防災計画）

##### (1) 既往の被害地震

登米市の属する宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、1956年の白石の地震（M6.0）、1900年（M7.0）と1962年（M6.5：宮城県北部地震）に宮城県北部で発生した地震が知られている。最近では、2008年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（M7.2）で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋沖合いでは、1896年の明治三陸地震（M8.2）や1933年の三陸地震（M8.1）、1968年十勝沖地震（M7.9）のようにM8クラスの巨大地震が発生することがあり、二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったものの、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。

これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震（M7.4）の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害による市民生活に混乱が生じるなど、都市型災害が発生した。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年（M7.3）、1897年（M7.4）、1936年（M7.4）と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

また、2011年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（M9.0）（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）では、巨大な津波による未曾有の被害が発生している。

##### 【 宮城県に被害を及ぼした主な地震 】

西暦 (和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869.7.13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000)	宮城県
1611.12.2 (慶長16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南部、津軽で人馬の死3,000以上)	新編日本被害地震総覧
1646.6.9 (正保3)	陸前・岩代・下野	6.5～ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793.2.17 (寛政5)	陸前・陸中・磐城	8～ 8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上	新編日本被害地震総覧
1835.7.20 (天保6)	仙台	7	仙台城石垣破損	新編日本被害地震総覧
1896.6.15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121	新編日本被害地震総覧
1900.5.12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44	新編日本被害地震総覧
1933.3.3 (昭和8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950	新編日本被害地震総覧

1960.5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)		津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434	新編日本被害地震総覧
1962.4.30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340	新編日本被害地震総覧
1978.6.12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180	新編日本被害地震総覧
2003.5.26 (平成15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033	宮城県(平成15年6月19日最終報告)
2003.7.26 (平成15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県(平成16年3月12日確定報)
2005.8.16 (平成17)	宮城県沖	7.2	重軽傷者79、住宅一部破損383	宮城県(平成17年12月27日確定報告)
2008.6.14 (平成20)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	死者14、負傷者365、住宅全壊28、半壊141、一部破損173	宮城県(平成23年4月29日現在)
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,566、行方不明者1,219、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202	宮城県(令和2年4月30日現在)

#### 登米市における既往地震災害

地域	地震被害の概要
登米市	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 M7.2 震度5強を観測 軽傷者：5名、住家一部損壊：7棟、非住家一部損壊：6棟 道路崩壊：10箇所、停電：22戸 総被害額142,525：千円</p> </li> <li> <p>・平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 M9.0 死者：28名、行方不明者：4名、重傷者：12名、軽傷者：40名 全壊：201棟、大規模半壊：441棟、半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟、非住家被害：795棟、概算被害額：14,620,809千円</p> </li> <li> <p>・平成24年8月30日 宮城県沖地震 M5.7 重傷者：1名、住家等被害：なし</p> </li> <li> <p>・令和3年2月13日 福島県沖を震源とする地震 M7.3 軽傷者：5名、住家大規模半壊：1棟、半壊：2棟、準半壊：14棟、 一部損壊：121棟、非住家全壊：1棟、一部損壊：4棟、 被害総額：150,872千円</p> </li> <li> <p>・令和3年3月20日 宮城県沖を震源とする地震 M6.9 軽傷者：3名、住家一部損壊：12棟、被害総額：56,326千円</p> </li> </ul>

## (2)東日本大震災の地震の概況

### ○地震の発生状況

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分 18.1 秒、三陸沖（北緯 38° 06,2′ 東経 142° 51,6′ 震源の深さ 24 km）でマグニチュード（M）9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱から 1 を観測した。

気象庁はこの地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震となる（災害時地震・津波速報 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震 気象庁による。）。

なお、県内で震度 6 弱以上を観測した地域は次のとおりである。

震度	市区町村
7	栗原市
6 強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、 <u>登米市</u> 、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
6 弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷市及び南三陸町

### ○地震の特徴

#### (1)震源域

震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖幅約 200 km、長さ約 500 km と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。

#### (2)プレートのずれ

本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。

断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大 25m 以上に達すると推定されている。

#### (3)地殻変動

東北地方太平洋沖地震による直接的な被害に加え、石巻市牡鹿では上下方向で約 1.2m の地盤沈下、東南東方向に 5.3m 移動したことが確認されており、石巻市や気仙沼市などの沿岸市町では、住宅街が満潮時に浸水する被害が深刻化した。

また、地震によって海拔 0m 以下の面積は 56km<sup>2</sup> 地震前の 3.4 倍に増加し、大潮の満潮位（T.P+0.7m）以下の面積は 129km<sup>2</sup> で地震前の 1.9 倍に増加したことが確認されており、県内の沿岸部を中心に大規模な地盤沈下が発生した。

#### (4)余震の発生

過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から 3 週間後の 4 月 1 日においてマグニチュード 5 以上の余震が 400 回以上発生している。



### (3) 既往の風水害等

本市における河川の現況は、北上川水系を中心とした河川が、東側を北上川、西側を迫川が市域を3等分するように南北に貫流し、夏川、二股川等の県管理の一級河川27河川及び市管理の準用河川3河川と160の普通河川が注いでいる。雨期における増水、溢水等により水害の危険性を有し、出水の原因は、ほとんどが大雨によるもので、台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

また、本市には、伊豆沼、内沼、長沼や大小のため池があり、重要な農業用水源となっている。ため池については、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱化しているのが現状である。

さらに、大小河川には用・排水機場をはじめ頭首工、樋門、水門など農業用水施設が設置され、これらの河川工作物の中には河川法制定以前から設けられているものもあるなど、洪水時には決壊当の河川災害を招くおそれがある。

#### 【宮城県に被害を及ぼした主な水害等】

西暦 (和暦)	台風(名称)	主な被害	被害の出典
1947.9.14 (昭和22年)	カスリン台風	台風の影響に伴う大雨により、旧中田町の大泉堤防が決壊し、中田町のほぼ全域、旧登米町、旧迫町、旧米山町にまで浸水の被害が広がった。	宮城県
1948.9.16 (昭和23年)	アイオン台風	東北地方上空の寒冷前線とアイオン台風に伴った温暖前線の影響により豪雨がもたらされ、旧中新田町で堤防が決壊したほか、旧鹿島台、旧若柳町、旧東和町においても破堤や氾濫による浸水被害を受けた。	宮城県
1950.8.6 (昭和25年)	昭和25年8月洪水	7月31日～8月6日にわたる長雨の影響で、名取川水系の名取川や広瀬川、鳴瀬川水系の吉田川の破堤、氾濫により、仙台市や名取市、旧鹿島台町が浸水被害を受けた。	宮城県
1986.8.1 (昭和61年)	台風10号	宮城県では、台風の北上に伴い4日8時頃から雨が降り始め、雨は5日の午後まで降り続き、仙台での降り始めからの雨量は400mmを超えた。 この豪雨による河川の被害は、県南部、中部、および三陸沿岸部を中心として、7河川の11箇所破堤し、99河川で越水するなどの甚大な被害をもたらした。その被害件数は、県管理河川で927件、市町村管理河川で797件の合計1,724件で、総被害額は151億円におよび、これは公共施設被害額の約70%を占めるものであった。	宮城県
1994.9.22 (平成6年)	集中豪雨	9月22日午前10時頃から降り始めた雨は23日まで降り続き、仙台市、多賀城市、塩竈市、名取市、岩沼市を中心に大雨となった。 各地の主な降水量は、最大雨量で塩釜189mm、多賀城351mm、気仙沼115mm、樽水478mmとなった。 また、最大時間雨量は多賀城132mm、樽水84mm、仙台43mm、塩釜35mmを記録した。	宮城県
2002.7.10 (平成14年)	台風6号	平成14年7月10日から11日にかけて、宮城県の太平洋沿岸を北上した台風6号に伴い、県内各地で河川の水位が上昇し、5河川8カ所	宮城県

		<p>で破堤、3,400棟以上が浸水するなど大きな被害が生じた。</p> <p>台風6号の降雨の特徴としては、山間部では相対的に雨が少なかったが、県下おしなべて200mm前後の降雨があり、大まかに20年に1度の確率規模と推定される。</p> <p>これだけ広範囲に200mm以上の雨が降ったのは、昭和61年の8.5降雨以来であり、迫川、白石川では概ね20年に1度の降雨となった。また、迫川の若柳、佐沼地点では過去最高の水位を記録した。</p>	
2006.10.5 (平成18年)	低気圧による大雨	<p>大型の台風16号が南大東島の東海上を北上し、また、台風第17号も南鳥島付近を北上しており、本州南岸に停滞している前線に向かって、台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んで、前線の活動が活発になっていた。</p> <p>この前線上に発生した低気圧は、四国沖からゆっくりと東北東進し、6日には関東の南海上で急速に発達しながら、7日15時には宮城県沖を通過して、8日北海道の東海上に進んだ。</p> <p>また、今回発生した低気圧の経路は、過去に本県に大きな被害をもたらした昭和23年9月発生のアイオン台風、昭和61年8月発生 of 台風10号および平成14年7月発生 of 台風6号の経路と類似したものであった。</p> <p>今回発生した低気圧はゆっくり北上したため、5日夕方から7日夕方にかけて雨が降り続き、東部仙南、石巻地域を中心に大雨となり、河川の増水や浸水、土砂崩れが発生した。</p> <p>また、低気圧が急速に発達したため、6日から8日にかけて石巻地域、気仙沼地域では暴風や高波、高潮による被害が多発した。</p> <p>被害箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北上川下流支川の皿貝川、富士川において、越水被害が発生した。</li> <li>・旧迫川蕪栗沼上流の小山田川、瀬峰川、大水分川および前沢川において、越水被害が発生した。</li> <li>・鳴瀬川支川の名蓋川において、越水被害が発生しました。</li> <li>・迫川支川の夏川において、漏水被害が発生した。</li> <li>・横須賀海岸（石巻市長面）では、浸食対策として施工した捨石護岸工が約700メートルにわたって被災した。</li> <li>・二の倉海岸（岩沼市二の倉）では、異常波浪により堤防前面の砂浜が流出して海浜断面が低下した。また、既設堤防法枠の間詰め石が飛散するとともに、ブロックが沈下した。</li> </ul>	宮城県
2011.9.20 (平成23年)	台風15号	<p>台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。その後台風は、21日夜遅くに福島県沖に進み、宮城県に最接近し、22日朝に</p>	宮城県

		<p>北海道の南東海上に進み、同日 15 時に千島近海で温帯低気圧となった。</p> <p>降り始め（20 日 0 時）からの総雨量は石巻市で 302.0 ミリ、石巻雄勝で 532 ミリ、女川で 452 ミリ、名取で 332.0 ミリ（気象庁データ）となるなど記録的な大雨となりました。</p> <p>宮城県内では、県中央南部地域及び石巻地域の降雨量が多い傾向を示しており、特に石巻では日雨量 227 ミリ、2 日雨量 229 ミリ、また雄勝では日雨量 431 ミリ、2 日雨量 531 ミリとともに観測史上（明治 20 年以降）最大を記録（全て 1/500 以上の降雨確率）し、未曾有の水害となりました。なお、時間雨量では、女川で 75 ミリを記録しました（21 日 22 時）。また、比較的長時間降雨が継続する傾向であった。</p>	
2015.9.19 (平成27年)	平成27年 9 月関東・東北豪雨	<p>平成 27 年 9 月 9 日に台風 18 号が日本の南から北上し、東海地方を通過して日本海へ進んだ。10 日から 11 日にかけては、大気の状態が不安定になり雨が断続的に強まり、特に 10 日夜遅くから 11 日明け方にかけて、日本海の低気圧からの西寄りの風と高気圧からの東寄りの風との収束域にあたり、発達した積乱雲が停滞したために非常に激しい雨となり、記録的な大雨をもたらした。</p> <p>宮城県では 9 月 10 日夜遅くから 11 日明け方にかけて、発達した積乱雲が停滞したために非常に激しい雨となり、各地で観測史上 1 位を更新する記録的な豪雨となった。この大雨によって、平成 25 年 8 月の制度運用開始後、東北地方では初めてとなる大雨特別警報が発表された。</p> <p>宮城県を襲った豪雨の影響により、100 河川 496 箇所が被災し、そのうち渋井川（鳴瀬川水系）、二迫川（北上川水系）など 11 河川 23 箇所が決壊し、甚大な被害をもたらした。</p> <p>このため、県北西部を中心に河川及び道路等の公共土木施設、住宅及び農地などに甚大な被害をもたらした。</p> <p>また、一方で平成 26 年度に完成した長沼ダムが完成後初めて洪水調節機能を果たすなど、これまで整備を進めてきた河川管理施設が効果を発揮しました。</p>	宮城県
2019.10.12 (令和元年)	令和元年東日本台風	<p>東北地方では、令和元年 10 月 11 日から前線の影響により雨が降り出し、12 日には令和元年東日本台風の接近により太平洋側では昼前から激しい雨となった。12 日の夕方から 13 日の明け方にかけて、局地的に猛烈な雨となり、この大雨の影響で広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>宮城県では、10 月 12 日の夕方から 13 日の明け方にかけて、局地的に猛烈な雨となり、各地で観測史上 1 位を更新する記録的な豪雨となった。この大雨の影響によって、10 月 12 日 19 時 50 分に大雨特別警報が発表された。</p> <p>宮城県を襲った豪雨の影響により、182 河川 1,210 箇所が被災しそのうち内川（阿武隈川水系）、渋井川（鳴瀬川水系）など 18 河川 36 箇所が決壊し、甚大な被害をもたらした。</p>	宮城県

		特に、阿武隈川水系の内川、五福谷川、新川においては、堤内の水位が上昇し、越流が発生したことから、川表側の堤防肩の法欠、法尻の洗掘を引き起こしたことにより、堤防が決壊し甚大な被害をもたらした。	
--	--	---	--

### 登米市における既往風水災害

地域	風水害等の被害概要
登米市	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・平成 21 年 10 月 8 日～9 日 台風 18 号 重傷者：1 名、軽傷者：2 名、住家一部破損：5 棟、床上浸水：45 棟、床下浸水：54 棟、非住家一部破損：22 棟 田(冠水・浸水)：246.7 ha、畑(浸水)：9.4 ha、被害総額：224,314 千円</p> </li> <li> <p>・平成 23 年 9 月 21 日 台風 15 号 軽傷者：1 名、住家床下浸水：12 棟、非住家全壊：1 棟 被害総額：35,250 千円</p> </li> <li> <p>・平成 24 年 4 月 3 日～4 日 低気圧による被害 死者：1 名、軽傷者：1 名、住家半壊：1 棟、一部破損 12 棟、非住家全壊：4 棟、半壊 1 棟、一部破損：26 棟、その他被害：41 件 被害総額：44,052 千円</p> </li> <li> <p>・平成 24 年 5 月 3 日～4 日 大雨による被害 住家床下浸水：4 棟、林道等：5 路線、市道等：10 路線</p> </li> <li> <p>・平成 24 年 6 月 19 日～20 日 台風 4 号 非住家一部破損：4 棟、その他被害：9 件</p> </li> <li> <p>・平成 25 年 4 月 6 日からの低気圧による被害 軽傷者：1 名、住家一部破損：2 棟、非住家全壊：1 棟、一部破損：10 棟、その他被害：26 件</p> </li> <li> <p>・平成 25 年 7 月 18 日 大雨による被害 市道冠水：3 箇所、林道：9 路線、その他被害：14 件</p> </li> <li> <p>・平成 25 年 7 月 26 日 大雨による被害 住家床上浸水：1 棟、床下浸水：12 棟、林道：4 路線、農地冠水：85 ha 被害総額：39,530 千円</p> </li> <li> <p>・平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号 住家一部破損：1 棟、非住家一部破損：6 棟、倒木：51 件、その他被害：10 件</p> </li> <li> <p>・平成 25 年 10 月 16 日 台風 26 号 住家一部破損：1 棟、非住家一部破損：1 棟</p> </li> <li> <p>・平成 26 年 10 月 14 日 台風 19 号 倒木：11 件、ビニールハウス等破損：20 棟、畑地冠水：38 ha、その他被害：4 件</p> </li> </ul>

- ・平成 27 年 9 月 11 日 台風 18 号  
倒木：3 件、ビニールハウス破損：3 棟、水稻冠水：167.6 ha、  
その他被害：4 件
- ・平成 28 年 8 月 17 日 台風 7 号  
倒木：6 件、道路一部冠水：1 路線、
- ・平成 28 年 8 月 22 日 台風 9 号  
倒木：4 件、ビニールハウス破損：3 棟、その他被害：1 件
- ・平成 28 年 8 月 29 日 台風 10 号  
住家一部破損：5 棟、床下浸水：1 棟、非住家全壊：1 棟、一部破損：5 棟、  
倒木：71、農業用施設：32 棟、その他被害：15 件
- ・平成 29 年 9 月 15 日 台風 18 号  
住家一部破損：1 棟、非住家一部破損：6 棟、倒木：90 件、  
パイプハウス破損：80 棟、その他被害：5 件
- ・平成 29 年 10 月 22 日 台風 21 号  
住家床下浸水：1 棟、非住家全壊：1 棟、倒木：22 件、  
パイプハウス破損：14 棟、大豆冠水：42 ha、水稻冠水：2 ha  
その他被害：12 件
- ・平成 30 年 9 月 4 日 台風 21 号  
非住家全壊：1 棟、一部破損：2 棟、倒木：29 件、  
ビニールハウス破損：27 件
- ・平成 30 年 9 月 30 日 台風 24 号  
住家一部破損：11 棟、非住家全壊：2 棟、半壊 2 棟、一部破損：4 棟、  
倒木：72 件、ビニールハウス等被害：77 件、その他被害：5 件
- ・令和元年 10 月 12 日 令和元年東日本台風（台風 19 号）  
死者：1 名、重傷者：1 名、軽傷者：1 名、住家全壊：1 棟、半壊：15 棟、  
一部損壊：205 棟、床上浸水：116 棟、床下浸水：105 棟、  
非住家一部損壊：20 棟、床上浸水：13 棟、床下浸水：6 棟、  
ため池・水路：85 件、田・畑：249 件、ビニールハウス被害：50 件、  
農作物等：1,060.9 ha、その他被害：3 件、被害総額：3,261,870 千円



(別冊) 登米市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業

「第4 国土強靱化施策(施策分野別)の推進方針」に基づき実施する事業・取組については、進捗状況の把握や新規事業の掲載などから、本体計画とは別に「登米市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」を別冊として作成します。なお、この別冊は本計画に位置図けられた施策と一体をなすものです。



**登米市国土強靱化地域計画  
令和4年1月策定**

宮城県登米市総務部防災危機対策室  
〒987-0511  
宮城県登米市迫町佐沼字中江2-6-1  
TEL：0220-23-7393  
FAX：0220-22-3328  
Mail：somu-bousai@city.tome.miyagi.jp